

## 8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分		課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
		kl	百万円	kl	kl	場	場
平成10年度		447,892	81,010	459,728	588,122	388	13,962
11		407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949
12		374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796
13		362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751
14		425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602
清 成 酒		42,884	5,262	31,710	61,372	305	-
合 成 清 酒		×	×	×	3,387	-	-
し よ う ち ゅ う	甲 類	×	×	×	9,786	1	-
	乙 類	×	×	×	36,070	3	-
	計	4,449	1,076	3,809	45,856	4	-
み り ん		×	×	7,849	6,969	6	-
ビ ー ル		146,171	32,450	134,878	247,117	17	-
果実酒類	果実酒	9,814	534	6,722	9,337	14	-
	甘味果実酒	689	73	671	1,108	2	-
	計	10,503	607	7,393	10,444	16	-
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	4,609	-	-
	ブランデー	×	×	×	1,405	-	-
	計	2,471	949	×	6,013	-	-
スピリッツ類		345	71	-	893	3	-
リキュール類		73,302	5,927	70,595	29,606	10	-
雑 酒	発泡酒	138,592	14,554	118,683	157,426	1	-
	粉末酒	×	×	×	50	-	-
	その他の雑酒	×	×	×	390	2	-
	計	138,615	14,555	117,765	157,865	3	-
合 計		425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成15年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」